

徳島県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14第12項の規定に基づき構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、徳島県地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関する協議
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、次に掲げる者のうちから徳島県保健福祉部長が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) 医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 調整会議の設置期間は、施行期日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

- 第7条 調整会議は、議長が招集する。
- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 議長は委員の代理を認めることができる。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

- 第8条 調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(事務局)

- 第9条 調整会議の事務局は、徳島県保健福祉部医療政策課に置く。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。